

◎戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案に対する修正案対照表
 ○戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案（抄）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>(国の責務) 第三条〔略〕</p> <p>2 国は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を講ずるに当たっては、平成二十八年度から平成三十六年度までの間（第五条第一項において「集中実施期間」という。）を、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を集中的に実施する期間とし、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に推進するよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3〔略〕</p> <p>附則 （施行期日）</p> <p>1 この法律は、平成二十八^〇年四月一日から施行する。</p>	<p>(国の責務) 第三条〔略〕</p> <p>2 国は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を講ずるに当たっては、平成二十七年度以降十箇年間（第五条第一項において「集中実施期間」という。）を、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を集中的に実施する期間とし、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に推進するよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3〔略〕</p> <p>附則 （施行期日）</p> <p>1 この法律は、平成二十七^〇年十月一日から施行する。</p>